

町村議会の充実強化に関する 重 点 要 望

- 1 地方議会議員の位置付けの明確化
- 2 地方議会議員選挙の活性化（公営選挙の拡大）
- 3 被用者年金制度への加入

第59回町村議会議長全国大会
平成27年11月11日（水）

全 国 町 村 議 会 議 長 会

1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く汲み取り、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

(要望趣旨)

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっている。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置づけが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じている。

については、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るべきである。

2 地方議会議員選挙の活性化（公営選挙の拡大）

多様な人材の議会参加を促すため、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについて、公営選挙の対象とするよう改めること。

(要望趣旨)

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターが公営選挙の対象になっているが、町村議会議員選挙は、一般的に選挙運動区域が狭く、選挙運動期間も短い等の理由で公営選挙の対象となっていない。

しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様である

こと、また、近年の議員のなり手不足問題や市町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様、条例により、選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターを公営選挙の対象とすべきである。

3 被用者年金制度への加入

地方議会議員が安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠であることから、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入を実現すること。

(要望趣旨)

地方議会議員の年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化し、平成23年6月1日付で廃止となつたが、廃止法案審議に際し、衆参両院総務委員会において、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえ、新たな年金制度について検討を行う旨の附帯決議が付された。

その後、総務省では、附帯決議を踏まえ、新たな年金制度に関する検討課題を整理した結果、地方議会議員のみを対象とする新たな年金制度を創設することは現実的ではないとし、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとしている。

一方、先の統一地方選挙において、地方議会議員の立候補者が激減し、無投票当選もかなりの割合を占めるなど、議員のなり手不足が大きな問題となっている。

地方分権時代を迎えた今日、民主主義の基本である国民の政治参加を促し、地方議会議員を志す有為な人材を幅広い層から確保することは喫緊の課題であり、また、地方議会議員が安心して議員活動に専念でき、議員退職後の老後の生活を保障するためにも、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入について実現を図るべきである。